

防大総第 608 号
令和2年4月10日

各 部 長
先端学術推進機構長
総合情報図書館長
各 学 群 長 殿

防衛大学校長
(公印省略)

退職者に対する表彰状の授与について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、退職者に対する表彰状の授与について（通達）（防大総第1427号。平成27年10月20日）は廃止する。

記

1 目 的

防衛大学校の発展のために貢献し、防衛省を退職する職員に対して、その在職期間における労苦に謝意を表することを目的とする。

2 授与対象者

部長（教務部長にあつては学群を含む。）、先端学術推進機構長及び総合情報図書館長は、防衛大学校の発展のために貢献したと認められる者で、次の各号の一に該当する事実を認めた場合には、別紙様式第1により退職日の1月前（死亡退職を除く。）までに防衛大学校長に上申（総務課長気付）するものとする。

- (1) 定年退職、応募認定退職又は事務都合退職をする者
- (2) 依願退職をする者については、防衛省永年勤続者表彰実施基準（防人1第3085号。50.7.14）別紙2（1）アに該当する者で防衛大臣の表彰を受けた者又は防衛大学校の勤務期間が20年以上に達し、防衛大学校の発展への功績が特に顕著であった者
- (3) 死亡退職をした者については、防衛省永年勤続者表彰実施基準（防人1第3085号。50.7.14）別紙2（1）イに該当する者又は防衛大学校の勤務期間が10年以上に達し、防衛大学校の発展への功績が特に顕著であった者
- (4) 前各号に準ずる者として、防衛大学校長が認めた者

3 授与日等

- (1) 表彰状の授与は退職の日付で行う。
- (2) 表彰は、別紙様式第2による表彰状を授与して行う。
- (3) 表彰権者は、防衛大学校長とする。

4 授与の対象となる職員から除外される者

表彰状は、次の各号の一に該当する者に対しては授与しない。

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第46条の規定により懲戒処分を受け当該処分の日から1年を経過しない者
- (2) 自衛隊法第43条第2号の規定により休職にされている者
- (3) その者の非違により退職する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、表彰状を授与することが適当でないと認める者

別紙様式第 1

退職者に対する表彰状授与上申書

番号	所 属	官 名 階級(級) (年 月 日)	ふりがな 氏 名 生年月日(年齢)	入隊年月日 退職年月日 (勤続年数)	防大勤務期間 (勤続年数)
	功績の概要				

別紙様式第 2

令和 年 月 日	防衛大学校長 氏 名	あなた は 永年 に わた り 専 心 職 務 を 全 う し 防 衛 省 の 発 展 に 寄 与 さ れ ま し た 特 に 防 衛 大 学 校 に お い て 〔 防 衛 大 学 校 に お け る 功 績 〕 等 本 校 の 使 命 達 成 に 寄 与 す る と ころ 誠 に 大 な る も の が あ り ま し た こ の た び 〔 死 亡 退 職 以 外 は 、 「 退 職 さ れ る に 当 た り 」 を 加 え る 〕 在 任 中 の 労 苦 と 〔 教 官 の 場 合 は 「 教 育 研 究 を 通 じ た 」 を 加 え る 〕 国 の 防 衛 に 対 す る 貢 献 を 謝 し こ れ を 表 彰 し ま す	表 彰 状 殿
----------	------------	--	----------------